

蛍光灯 2028年問題
製造禁止は撤回せよ

蛍光ランプをご使用の皆様へ

全ての一般照明用 蛍光ランプ（蛍光灯）について 製造・輸出入の禁止が決定

LED照明器具への取替えの加速をお願いします

- 「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」の結果を受け、全ての一般照明用の蛍光ランプ（蛍光灯）の製造と輸出入は、段階的に規制され2028年1月1日以降は全て禁止となります。
- 禁止となるのは製造と輸出入です。流通在庫の販売や購入、使用することは禁止されません。
- 一般照明用高圧水銀ランプについては既に（2020年末まで）、製造と輸出入が禁止になっています。

https://www.jlma.or.jp/led-navi/contents/cont09_mercuryLamp.htm

蛍光灯器具 (照明器具)



反射板
↓



環形蛍光ランプ
↓



蛍光灯
(お部屋を明るく)

セットすると…
↓



蛍光灯
(お部屋を明るく)

AIイラスト(筆者作成)

蛍光灯とは、**蛍光灯器具**に、**蛍光管(ランプ)**を嵌めて使うもの。
照明とは、**照明器具**に、**照明管(ランプ)**を嵌めて使うもの。

蛍光灯器具ごとの交換が推奨されている

蛍光灯照明器具をLED化する際、
既に長期間使用されているものが多く、

まるごと照明器具交換を推奨します。

直管LEDランプを用いたLED化では、
右記のような

重大事故

に繋がる可能性
があります。



原因

- LEDランプ種別選択の誤り・施工方法の違い^{*1}
- 器具(ソケット)の絶縁性能不足^{*2}
- 継続使用した安定器の劣化 など^{*3}



原因

- 継続使用したソケットの劣化
- ランプの質量超過
- 異常発生時のソケットの熱変形

*1 蛍光灯器具には様々な点灯方式があります。LEDランプ種別選択を誤ると不安全となるリスクがあります。

*2 直管LEDランプで、既設の蛍光灯器具の安定器を取り除く改造を行うものであっても、既設の蛍光灯器具では、通常10V未満の低い電圧しかかからないことを前提にして、ソケット部に求められる絶縁性能が定められています。直管LEDランプを使用する場合、想定以上の電圧がかかり、不安全となるリスクがあります。

*3 安定器などに使用される絶縁材料は、10年を過ぎると故障率が増加し始めます。(JIS C 8105-1「照明器具—第1部：安全性要求事項通則解説」)

既設の蛍光灯器具をLED化する際は**器具交換**を推奨します。G13 口金直管LED光源に交換する場合は**JLMA301に適合した光源**を採用されることをお勧めします。



JLMA 301:2024



既設の蛍光灯器具にLED化改造工事を行うと、既設照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

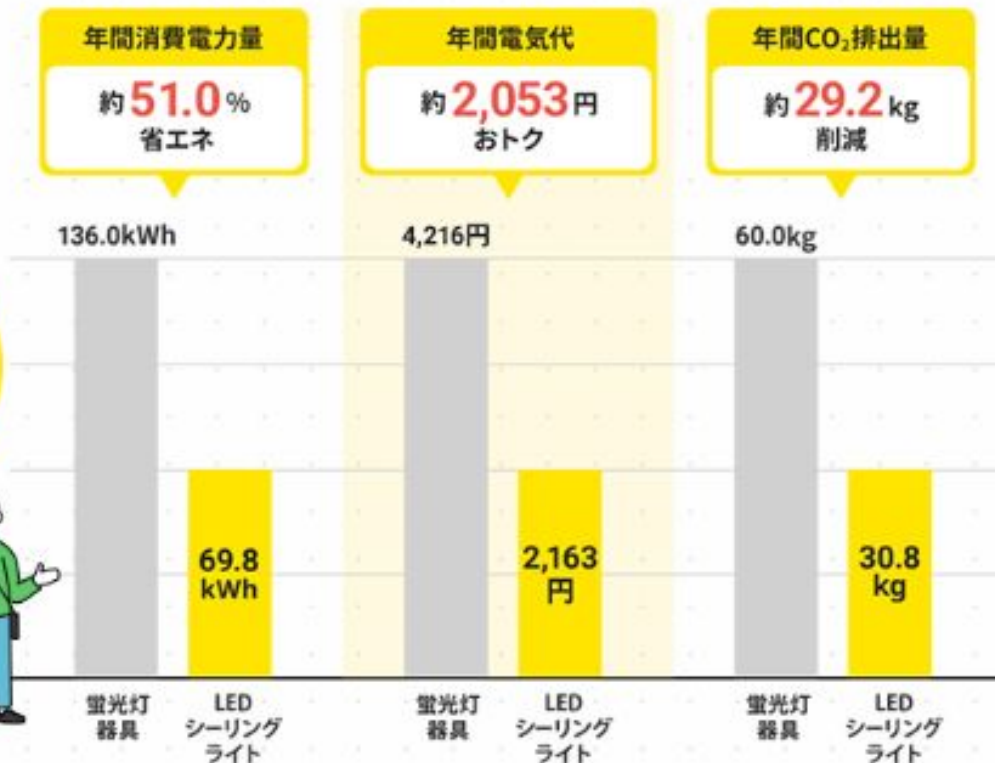
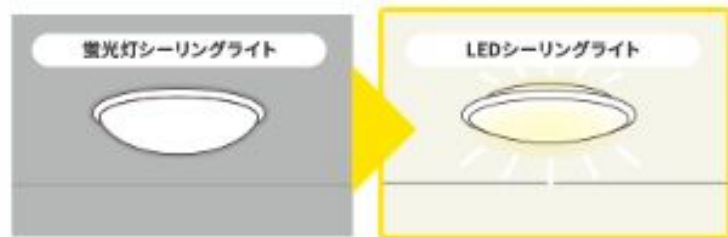
https://www.jlma.or.jp/led-navi/contents/cont42_g13LED.htm

JLMA2017g

デコ活アクション のひとつ

LED照明に交換する

例えば、おうちの蛍光灯器具のシーリングライト（8畳用）をLEDシーリングライト（8畳用）に交換すると…。



LEDは蛍光灯に比べて低いW数（消費電力）で同じ明るさにすることができるので省エネ。消費電力やCO₂排出量を大幅に減らせて脱炭素につながります。電気代もとってもお得に。

- 年間消費電力量 (kWh/年)：年間点灯時間 2,000時間（1日5～6時間点灯した場合）をもとに算出した数値であり、実際のご使用状況によって、数値は異なります。
- 年間の目安電気料金 (円/年)：年間消費電力量に電力料金目安単価（31円/kWh（税込）[令和4年7月改定]）を乗じて算出したものです。電気料金は、（公社）全国家庭電気製品公正取引協議会の電力料金目安単価を引用しておりますが、各ご家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。
- 年間CO₂排出量 (kg)：年間消費電力量にCO₂排出係数（0.441kg/kWh）を乗じて算出したものです。【環境省 令和3年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（一部追加・更新）の公表について】
- LED照明器具の消費電力量は、日本照明工業会 住宅リニューアル小委員会の委員6社の代表機種の平均値であり、実際に選定される照明器具とは異なりますのであくまで目安とお考えください。

https://www.jlma.or.jp/sp/lighting_action_2030/decokatsu/

一軒まるごと交換の投資回収には38年かかる

例) 蛍光灯器具7か所をLED器具へ一括交換
初期費用103,430円、電力単価31円/kWh

場所	使用頻度	年間使用時間 (h)	年間削減電力量 (kWh)	年間電気代 削減額(円)
居間	5時間／日	1,825.0	74.28	2,303
台所	調理時を中心に使用	500.0	3.00	93
寝室	0.5時間／日	182.5	5.91	183
玄関・廊下	必要時のみ	100.0	1.30	40
浴室・洗面	必要時のみ	100.0	1.02	32
仏間	1時間／週	52.0	1.68	52
客間・納戸	2時間／月	24.0	0.78	24
合計	—	2,783.5	87.97	2,727

103,430円 ÷ 2,727円/年 = 38年

※居間1か所なら、17,270円 ÷ 2,303円/年 = 7.5年

出所: 杉山大志『蛍光灯2028年問題の費用便益分析』(2026)

水銀に関する水俣条約とは

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。

経緯

国連環境計画(UNEP)では、第25回管理理事会(2009年)において、国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書(条約)を制定するための政府間交渉を開始すること、そのための政府間交渉委員会(INC)を設置して2013年までのとりまとめを目指すことに合意しました。政府間交渉は2010年に開始され、2013年1月に「政府間交渉委員会第5回会合」(INC5)において条約の条文案が合意されました。

2013年10月には、熊本県で外交会議が開催され、「水銀に関する水俣条約」として条約の採択及び署名が行われました。

https://www.jlma.or.jp/led-navi/contents/cont09_mercuryLamp.htm

「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」の結果

2023年10月30日～11月3日、スイス・ジュネーブにて「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」が開催され、蛍光灯の製造と輸出入がその種類に応じ2026年末又は2027年末までに禁止することが合意されました。

不平等条約 日本は困るが欧州は困らない

明るい部屋 黒い目の日本

暗い部屋 青い目の欧州





AIイラスト(筆者作成)



蛍光灯をこれまで何十年も問題なく使用してきた

- なぜ費用負担と煩雑な手間を国民に押し付けるのか
- まだ使える器具を、なぜ最後まで使い続けられないのか
- 政府は蛍光管禁止を延期し、不平等条約は再交渉すべし

関連リンク

環境省『一般照明用の蛍光灯の規制について』

<https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp.html>

経済産業省『蛍光灯から **LED**照明への切り替えはお済みですか？』

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/led_shomei/index.html

杉山大志『**2028**年蛍光灯禁止が一人暮らし老人の財布を直撃する』

https://cigs.canon/article/20260204_9674.html

杉山大志『**2028**年蛍光灯禁止の不平等条約が一人暮らし老人を憂鬱にする』

https://cigs.canon/article/20260205_9675.html

近日公開: 杉山大志『蛍光灯 **2028**年問題の費用便益分析』 **CIGS**ワーキングペーパー